

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法(以下「同法」という。)に基づき、住民から提出された申請書・所得情報・住民登録情報等をもとに審査を行い、児童扶養手当の認定・通知し、手当を支給する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">① 児童扶養手当申請書等の受理及び認定又は却下の決定並びにその通知。② 児童扶養手当の支給③ 児童扶養手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務④ 那覇市から他自治体等への児童扶養手当台帳の送付。⑤ 同法第30条に基づく各関係機関への調査
③システムの名称	WebRings、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(個人番号法) 第9条第1項(別表第一の37の項)</p> <p>②個人番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ①個人番号法第19条8号 別表第二の13の項、16の項、26の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 ②個人番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2	
③実施の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ①個人番号法19条8号 別表第二の57の項 ②個人番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	(公金受取口座情報取得に関する根拠) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こどもみらい部 子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	那覇市役所 こどもみらい部 子育て応援課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-861-6951
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

变更箇所